

大阪産業大学大学院経営・流通学研究科「博士（経営学）〔論文博士〕
学位論文の審査方法および手続き」に関する内規

制定 平成 21 年 3 月 3 日

（論文の受理）

第 1 条 大阪産業大学大学院学位規程第 7 条第 5 項により博士（経営学）論文の提出があった場合、博士論文の受理については、経営・流通学研究科（博士後期課程）委員会の議決を必要とする。この場合において、研究科（博士後期課程）委員会の中から 3 名の委員を選定してその意見を徴することができる。

（試験および学力確認）

第 2 条 大阪産業大学大学院学位規程第 11 条第 2 項による、試験および学力確認については、『大阪産業大学大学院経営・流通学研究科「博士（経営学）〔課程博士〕論文の審査方法および手続き」に関する内規』第 4 条を準用する。

2 前項に規定する試験は、研究科（博士後期課程）委員会の議を経て、他の方法をもってこれに代えることができる。

附 則

（施行期日）

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。